

高齢者支援課／認知症・
虐待防止対策推進室資料

介護関連施設の整備について

介護基盤の緊急整備については、介護施設、地域介護拠点の緊急整備を推進するため、平成23年度までの3年間において、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を合計16万人分整備することを目標としている。

この緊急整備については、平成21年度第一次補正予算により各都道府県に造成した基金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)を原資として補助を実施する基金事業と、都道府県による広域型施設に対する補助事業により実施するものであり、基金による事業等を効果的に実施することにより、介護基盤整備の着実な実施に取り組まれない。

介護基盤整備の着実な実施

介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備事業

第4期計画期間中に各都道府県において実施する地域密着型サービス等の整備に必要となる金額について、確実な財源として確保したものであることから、第4期計画期間全体についての見通しを持った計画を立策の上、5期以降のニーズを先取りした地域密着型サービスの基盤整備を推進すること。

平成22年度補正予算により助成単価の引き上げを実施
(特別養護老人ホームの場合:350万円→400万円)

都道府県からの補助による広域型特養等の整備事業

都道府県等が実施する広域型特養等に対する補助に対しては、介護基盤の緊急整備に併せ地方財政措置の拡充が行われ、平成23年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われることから、地域のニーズに即した施設整備の着実な実施を図られたい。

施設開設準備等特別対策事業

- ・円滑な開所に資する施設開設準備経費に対する補助
 - ・用地確保に資する定期借地権一時金に対する補助
- の活用等により、介護基盤整備の早期実施を図られたいこと。

※(独)福祉医療機構による融資の優遇措置も引き続き実施。
貸付条件:融資率 90%
貸付利率:財投マイナス0.5%

(参考)「介護基盤の緊急整備」実施状況等について

	目標 (平成21~23年度)	平成21年度 実績	平成22年度 見込	2か年計
介護基盤の 緊急整備	16万人分	2.7万人分	6.1万人分	8.7万人分

(事業計画確認シート)

**平成22年度 地域介護・福祉空間整備推進交付金（夜間対応型訪問
介護の実施のために必要な事業）に係る事業計画等について**

都道府県名		市区町村名	
区域名		計画名称	

1. 事業実施（予定）事業所情報

事業者名			
法人種別		開設予定年月日	
併設（予定）の事業所・施設状況（介護・医療サービスに限る）			
事業（サービス）名	利用者（定員）数（人）		

※ 利用者（定員）欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用（入所）定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
※ 事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

2. 事業の対象となる圏域の情報について

1号被保険者数（人）		平成	年	月	時点	
	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在宅要介護者数（人）	0					
うち独居・高齢者のみ世帯の者（人）	0					

※把握できる直近のデータを記載すること。

3. サービスの利用者数見込み

	総数（人）	見込み数の考え方
①当該区域における需要予測		
※「2.」のうち、「夜間対応型訪問介護」利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。		
②開設初年度		
※当該事業所の「開設初年度」における利用者数見込み及びその考え方を記載すること。		
③2年度め		
※当該事業所の「2年度め」における利用者数見込み及びその考え方を記載すること。		

4. 区域内における既存の夜間対応型訪問介護事業所の状況

事業所名	開設年月日	利用者数	端末所有数	備考（未使用端末の状況等）

※把握できる直近の情報を記載すること。

今回協議対象の事業所との関係

※既存の夜間対応型訪問介護事業所が存在し、当該事業所におけるサービス利用状況が低調である場合に今回協議が必要な理由を記載すること。

(事業計画確認シート)

5. 市区町村における支援体制 (事業のPR等)

--

6. 整備推進交付金の申請 (予定) 額

		金額 (千円)	備 考
総事業費		0	
内訳	オペレーションシステム一式		
	オンコール端末の購入		購入端末数 個(人分)
	その他物品等の購入		具体例()
	その他必要な経費		具体例()
対象経費の実支出額		0	
内訳	オペレーションシステム一式		
	オンコール端末の購入		購入端末数 個(人分)
	その他物品等の購入		具体例()
	その他必要な経費		具体例()
交付(予定)額			

地域主権戦略大綱（抜粋）

【義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置】（第2次見直し）

1 施設・公物管理の基準の見直し

(15) 介護保険法

- ・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（70条2項1号、115条の2第2項第1号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（78条の2第1項）を条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（78条の2第4項1号、115条の12第2項第1号）を条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（86条1項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については「従うべき基準」とする。

- ・本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可については、指定都市及び中核市へ移譲することにともない、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する（74条1項、115の4第2項）並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88条1項、97条2項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88条2項、97条1項（ただし、療養室、診察室及び機能訓練室を除く。）及び3項、110条2項）を条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の介護保険法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。